

静岡県農業改良資金貸付資格認定事務取扱要領

第1 趣旨

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条及び第7条の貸付資格の認定に関しては、法、同法施行令（昭和31年政令第131号。）、同法施行規則（平成14年農林水産省令第57号。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官通知。以下「基本要綱」という。）、及び静岡県農業経営改善関係資金基本事務取扱要綱（以下「資金基本要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

第2 貸付資格の認定基準

貸付資格の認定に関しては、農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者又はその組織する団体をいう。以下同じ。）、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本公庫法」という。）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（日本公庫法第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）に係る農業改良措置の内容がそれぞれ次に定める基準を満たす場合に、農業改良資金の貸付資格を認定するものとする。（別記1及び2参照）

(1) 農業者等に係る基準

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む）区分へ進出する場合であり、作目区分は、以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては、別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

イ 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合又は既

に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

ウ 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

エ 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(2) 認定製造事業者等に係る基準

認定製造事業者等が農業経営に必要な施設であって、認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に定める新用途米穀をいう。）の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用する場合である。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連する要件を満たすものとする。

(3) 促進事業者に係る基準

促進事業者が認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う場合である。

ア 農業経営に必要な施設の設置

促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用する場合である。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込ま

れることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得する場合である。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をする場合である。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第3 貸付資格の認定の手続

貸付資格の認定に係る手続については、次のとおりとする。ただし、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第23条に基づき法の特例を適用する場合にあっては、静岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領及び静岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領の運用についての規定に基づき手続を行うものとする。

(1) 農業者等における手続

ア 貸付を受けようとする者は、農業改良資金貸付資格認定申請書（様式1）により融資機関経由、又は直接株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）に提出するものとする。

イ 当該申請書を受け取った日本公庫は、農業改良資金資格認定申請書の送付について（様式3）により、農業改良資金貸付資格認定申請書を添えて、借入希望者の住所地を管轄する農林事務所長へ提出するものとする。

ウ 農林事務所長は、当該申請書類及び農業改良資金貸付資格の調査書（農業者用）（様式6）により調査し、貸付資格の認定の審査結果を農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式2）及び農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について（様式4）を日本公庫へ通知するものとする。

エ 日本公庫は、ウにより受け取った農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を融資機関経由、又は直接貸付を受けようとする者に送付するものとする。

(2) 認定製造事業者及び促進事業者における手続

- ア 貸付を受けようとする者は、農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）（様式５）により融資機関経由、又は直接日本公庫に提出するものとする。
- イ 当該申請書を受け取った日本公庫は、農業改良資金資格認定申請書の送付についてにより、農業改良資金貸付資格認定申請書を添えて、借入希望者の住所地を管轄する農林事務所長へ提出するものとする。
- ウ 農林事務所長は、当該申請書類及び農業改良資金貸付資格の調査書（認定製造事業者・促進事業者用）（様式７）により調査し、貸付資格の認定の審査結果を農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書及び農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知についてを日本公庫へ通知するものとする。
- エ 日本公庫は、ウにより受け取った農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を融資機関経由、又は直接貸付を受けようとする者に送付するものとする。

第４ 事業計画の変更に伴う貸付資格の再認定

貸付資格の認定後に重大な変更があった場合は、改めて、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、「重大な変更」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 当初計画と利用目的が異なるものを購入する場合
- (2) 当初計画と別の資金使途で資金が必要となる場合

附 則

- １ この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- １ この要領は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- １ この改正は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

- １ この改正は、令和 3 年 4 月 6 日から施行する。
- ２ この改正の際従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 4 月 14 日から施行する。
- 2 この改正の際従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。